

第31期 第5回 横浜市児童福祉審議会総会

[日時] 平成30年7月27日(金) 午後6時30分～午後8時30分

[場所] ワークピア横浜 かもめ・やまゆり

- 1 こども青少年局長あいさつ

- 2 部会の開催状況について
 - (1) 里親部会 (資料4)
 - (2) 保育部会 (資料5)
 - (3) 児童部会 (資料6)

- 3 報告事項
 - (1) 平成29年度 横浜市における児童虐待の対応状況について (資料7)
 - (2) 平成29年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について (資料8)
 - (3) 平成29年度 被措置児童等虐待について (資料9)

[資料]

- 1 委員名簿
- 2 事務局職員名簿
- 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 4～6 部会報告(里親部会、保育部会、児童部会)
- 7 平成29年度 横浜市における児童虐待の対応状況について
- 8 平成29年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について
- 9 平成29年度 被措置児童等虐待について

第31期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アカシヨウイチ 明石 要一	千葉敬学愛短期大学
2	アライジュンコ 新井 淳子	こどもみらい横浜 会 長
3	イシイアキヒト 石井 章仁	千葉明德短期大学 保育創造学科 教授
4	イワサミツアキ 岩佐 光章	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部担当部長
5	イワモトカクツミ 岩本 克巳	社会福祉法人 ル・プリ
6◎	オオバシゲミ 大場 茂美	横浜市社会福祉協議会 会 長
7	カゲヤマヒデヒト 影山 秀人	弁 護 士
8	カミナガミツコ 神長 美津子	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授
9	カヤマセツコ 加山 勢津子	横浜市民生委員児童委員協議会 主任 児童委員連絡会 代表
10	サクライナツコ 櫻井 奈津子	和泉短期大学 児童福祉学科 教授
11	シバヤマサシ 澁谷 昌史	関東学院大学 社会学部 教授
12	シンボユキオ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
13	タカハシユウイチ 高橋 雄一	横浜市立大学 附属市民総合医療センター 精神医療センター 部長
14	テンミヨウミホ 天明 美穂	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表
15	ニイボリユミコ 新堀 由美子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長
16	ハシモトミチコ 橋本 美子	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理 事
17	ハセヤマケイコ 長谷山 景子	横浜障害児を守る連絡協議会 副 会 長
18	ヒグチマサコ 樋口 真砂子	横浜市PTA連絡協議会 副 会 長
19	ホソカワカズミ 細川 一美	C A P かながわ 理事長
20	マツハシヒデユキ 松橋 秀之	日本水上学園 園 長
21	ムラタヨシオ 村田 由夫	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役
22○	ヤマザキトモキ 山崎 具基	一般社団法人横浜市医師会 副会長

【第31期任期:平成28年11月1日～平成30年10月31日】

◎…委員長
○…副委員長

第31期 横浜市児童福祉審議会 部会名簿

(各部会50音順、敬称略)

所属部会	委員氏名	所 属 ・ 役 職 等
里親部会	○ 新 井 淳 子	こ ども み ら い 横 浜 会 社 長
	加 山 勢 津 子	横 浜 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 主 任 児 童 委 員 連 絡 会 代 表
	◎ 新 保 幸 男	神 奈 川 県 立 保 健 福 祉 大 学 保 健 福 祉 学 部 教 授
	細 川 一 美	C A P か 事 な が わ 理 事 長
	松 橋 秀 之	日 本 水 上 学 園 園 長
保育部会(=子ども・子育て会議保育・教育部会委員)	○ 石 井 章 仁	千 葉 明 徳 短 期 大 学 保 育 創 造 学 科 教 授
	◎ 神 長 美 津 子	國 學 院 大 学 人 間 開 発 学 部 子 ども 支 援 学 科 教 授
	新 堀 由 美 子	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 会 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 横 浜 相 談 セ ン タ ー 長
	天 明 美 穂	よ こ は ま 一 万 人 子 育 て フ ォ ー ラ ム 世 話 人 代 表
	長 谷 山 景 子	横 浜 障 害 児 を 守 る 連 絡 協 議 会 副 会 長
	樋 口 眞 砂 子	横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長
	村 田 由 夫	一 般 社 団 法 人 横 浜 市 私 立 保 育 園 園 長 会 相 談 役
	尾 木 ま り	子 ども の 領 域 研 究 所 所 長
	木 元 茂	公 益 社 団 法 人 横 浜 市 幼 稚 園 協 会 会 長
	松 本 純 子	東 京 成 徳 短 期 大 学 幼 児 教 育 科 教 授
児童部会	◎ 影 山 秀 人	弁 護 士
	○ 櫻 井 奈 津 子	和 泉 短 期 大 学 児 童 福 祉 学 科 教 授
	澁 谷 昌 史	関 東 学 院 大 学 社 会 学 部 教 授
	高 橋 雄 一	横 浜 市 立 大 学 付 属 市 民 総 合 医 療 セ ン タ ー 精 神 医 療 セ ン タ ー 一 部 長
	森 山 直 人	千 葉 大 学 非 常 勤 職 員
障害児部会	◎ 岩 佐 光 章	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 団 横 浜 市 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 発 達 支 援 部 担 当 部 長
	○ 岩 本 克 巳	社 会 福 祉 法 人 ル ・ プ リ
	長 谷 山 景 子 ※	横 浜 障 害 児 を 守 る 連 絡 協 議 会 副 会 長
放課後部会(=子ども・子育て会議放課後部会委員)	◎ 明 石 要 一	千 葉 敬 愛 短 期 大 学 学 長
	○ 橋 本 ミ チ 子	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 に プ レ イ パ ー ク を 創 ろ う ネ ッ ト ワ ー ク 理 事
	樋 口 眞 砂 子 ※	横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長
	大 野 功	横 浜 市 青 少 年 指 導 員 連 絡 協 議 会 委 員
	工 藤 春 治	横 浜 市 子 ども 会 連 絡 協 議 会 会 長
	柳 澤 潤	横 浜 市 小 学 校 長 会 副 会 長
	世 古 正 樹	横 浜 市 教 育 委 員 会 事 務 局 主 任 指 導 主 事
森 佳 代 子	横 浜 障 害 児 を 守 る 連 絡 協 議 会 会 長	
藤 井 千 佳	横 浜 市 民 生 委 員 児 童 委 員 連 絡 協 議 会 緑 区 主 任 児 童 委 員 連 絡 会 代 表	

【第31期任期：平成28年11月1日～平成30年10月31日】

※で表示の委員については、複数部会へ所属。

◎部会長、○副部会長

第31期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

区分	所 属	氏 名
幹 事	こども青少年局長	齋 藤 聖
	副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	医務担当部長	辻 本 愛 子
	青少年部長	宮 谷 敦 子
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	保育対策等担当部長	金 高 隆 一
	こども福祉保健部長(児童虐待・DV対策担当部長兼)	細 野 博 嗣
	中央児童相談所長	菅 原 正 興
	企画調整課長[総会]	福 嶋 誠 也
	こども家庭課児童施設担当課長[里親部会]	安 藤 敦 久
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長[児童部会]	秋 野 奈 緒 子
	保育・教育運営課長[保育部会]	武 居 秀 顕
	障害児福祉保健課長[障害児部会]	遠 藤 文 哉
	放課後児童育成課長[放課後部会]	茨 志 麻
書 記	企画調整課担当係長	万 年 邦 佳
	こども家庭課担当係長[里親部会]	石 岡 那 奈 子
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長[児童部会]	竹 内 弥 生
	保育・教育運営課運営調整係長[保育部会]	大 槻 彰 良
	障害児福祉保健課担当係長[障害児部会]	柄 洋 平
	放課後児童育成課担当係長[放課後部会]	大 岩 真 人

※所属の[]書きは、担当部会等を記載しています。

【連絡先】

総会	企画調整課	671-4281
里親部会	こども家庭課	671-2364
児童部会		
保育部会	保育・教育運営課	671-2365
障害児部会	障害児福祉保健課	671-4277
放課後部会	放課後児童育成課	671-4068

第31期横浜市児童福祉審議会 関係行政職員名簿

所属		氏 名			
こども 青少年 局	子育て支援課長	永	井	由	香
	保育・教育人材課長	甘	粕	亜	矢
	保育対策課長	片	山	久	也
	保育対策課担当課長	齋	藤	亜	希
	保育対策課担当課長	池	上	省	吾
	こども施設整備課長	山	本	淳	一
	こども施設整備課担当係長	宮	野	太	志
	こども家庭課長	谷	口	千	尋
	こども家庭課児童施設担当課長	安	藤	敦	久
	中央児童相談所副所長	上	原	嘉	明
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	吉	沢	賢	治
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課担当係長	石	神		光
教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	島	谷	千	春	

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「教育・保育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係)

	<ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

第 31 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔里親部会〕

平成 30 年 3 月 27 日～平成 30 年 7 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 6 回	平成 30 年 7 月 6 日 15 : 00～16 : 45 市庁舎 8 階 8 A 会議室	1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 5 件 (中央 1 件、西部 1 件、南部 2 件、 北部 1 件) 養子縁組里親 2 件 (中央 2 件) (2) 審議結果 6 件承認 2 報告事項 (1) 里親認定等状況報告 (2) その他

第 31 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔保育部会〕

平成 30 年 3 月 27 日～平成 30 年 7 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 9 回	平成 30 年 3 月 28 日 17:30～20:20 マツムラホール	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 法人所有地への建設費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について</p> <p>(5) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について</p> <p>(6) 認可保育所の法人変更に伴う新規認可について</p>
第 10 回	平成 30 年 6 月 27 日 18:10～20:50 マツムラホール	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 平成30年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(2) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う新設保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(3) 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について</p> <p>(4) 小規模保育事業の認可及び建設費補助金交付先法人の審査について</p> <p>(5) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について</p> <p>3 その他</p> <p>平成 30 年度の事業概要について</p>

横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第9回）

1 法人所有地への建設費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	大岡はるかぜ保育園	(福)伸愛会	90	31年4月1日
2	西谷保育園分園	(福)西谷梅の木福祉会	188 (うち分園23)	31年4月1日

2 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	キッズパートナー妙蓮寺	(株)ケアパートナー	60	31年4月1日
2	コビープリスクールかたくら	(株)コビーアンドアソシエイツ	60	31年4月1日
3	ウィズブック保育園戸部	(株)アイ・エス・シー	60	31年4月1日
4	横浜そらいろ保育園	(福)あゆみ会	60	31年4月1日
5	グローバルキッズ上大岡園	(株)グローバルキッズ	60	31年4月1日
6	グローバルキッズ磯子園	(株)グローバルキッズ	73	31年4月1日
7	明日葉保育園金沢文庫園	葉隠勇進(株)	60	31年4月1日
8	パレット保育園・妙蓮寺	(株)理究	50	31年4月1日
9	大曽根コスモス保育園	(福)聖会	60 (40人増)	31年4月1日
10	キッズパートナー綱島東	(株)ケアパートナー	60	31年4月1日
11	天才キッズクラブ楽学館大倉山園	(株)TKC	60	31年4月1日
12	キディ大倉山・横浜	(福)伸こう福祉会	60	31年4月1日
13	スターチャイルド《大倉山ナーサリー》	(株)ヒューマンスターチャイルド	63	31年4月1日
14	スターチャイルド《鴨居ナーサリー》	(株)ヒューマンスターチャイルド	63	31年4月1日

15	ポピンズナーサリースクール十日市場	(株)ポピンズ	60	31年4月1日
16	グローバルキッズ美しが丘園	(株)グローバルキッズ	63	31年4月1日
17	木下の保育園センター南	(株)木下の保育	78	31年4月1日
18	ベネッセ東戸塚保育園	(株)ベネッセスタイルケア	60	31年4月1日
19	戸塚さざんか保育園	(福)相愛会	50	31年4月1日

3 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	保育室トライアングル	(有)トライアングル・スマイル	46	31年4月1日
2	にじきつど 保育園	(一社)KID	60	31年4月1日
3	南幸保育園	(特非)南幸保育園	60	31年4月1日
4	アミー保育園 高島園	(株)アミー	40	31年4月1日

4 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を補助金の交付先とすることについて承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	施設所在地
1	善部保育園	(福)相愛会	旭区善部町 44-7
2	名瀬いちい保育園	(福)水の会	戸塚区名瀬町 774-14

5 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することが適当となりました。

	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	菅田保育園	(福)あおぞら	65	30年4月1日
2	並木第二保育園	(福)山善福社会	102	30年4月1日
3	下瀬谷保育園	(福)不易創造館	67	30年4月1日

6 認可保育所等の法人変更等に伴う新規認可について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することが適当となりました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日 (予定)
1	保育室 ベルファミリーユ	(特非)ファミリーユ	24	30年4月1日
2	わらべうた中山保育園	HITOWAキッズライブ(株)	78	30年4月1日

横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第10回）

1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	横浜矢向雲母保育園	(株)モード・プランニング・ジャパン	59	31年4月1日
2	横浜大口雲母保育園	(株)モード・プランニング・ジャパン	60	31年4月1日
3	きゃんばす東神奈川保育園	(株)ナーサリープラットフォーム	75	31年4月1日
4	三丁目こども園	(学)峰岡学園	40	31年4月1日
5	スターチャイルド《洋光台ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	72	31年4月1日

2 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う新設保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	わかさと保育園つるみ園	(福)若里	60	31年4月1日
2	保育室ウッズ	(一社)保育室ウッズ	60	31年4月1日

3 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	阪東橋保育園	(株)クラ・ゼミ	43	31年4月1日
2	みんなともだち保育園 第二さくら園	(株)LaLaLand	79	31年4月1日
3	豊岡ひまわり保育園	(有)ブリッジマネジメントサービス	60	31年4月1日
4	池辺白ゆり保育室	(有)ワイズオウル	20	31年4月1日

4 小規模保育事業の認可及び建設費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日 (予定)
1	キッズアミ	(学) 北見学園	19	31年4月1日

5 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、6件の審査対象のうち、次の4件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日 (予定)
1	といろきつず青葉台保育園	(株) 十色舎	12	31年4月1日
2	ほんもくはら保育園	(株) ファイン	19	31年4月1日
3	根岸つくし保育園	(株) センター	19	31年4月1日
4	たまプラーザベビーリー乳幼児室	(特非) たまプラーザベビーリー乳幼児室	19	31年4月1日

第 31 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔児童部会〕

平成 30 年 3 月 27 日～平成 30 年 7 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 15 回	平成 30 年 4 月 26 日 15 : 00～16 : 05 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 児童福祉法第 33 条の 7 に基づく家庭裁判所 への親権停止の申立てについて(中央児童相談 所) (2) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家 庭裁判所への申立てについて(中央児童相談 所) 2 報告事項 なし 3 その他 なし
第 16 回	平成 30 年 5 月 24 日 15 : 00～15 : 36 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づく里 親委託に対する保護者の意向が確認できない ことについて(西部児童相談所) 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 平成 29 年度 被措置児童等虐待の報告につ いて(こども家庭課)

<p>第 17 回</p>	<p>平成 30 年 6 月 28 日 15 : 00 ~ 17 : 04 中央児童相談所 中小会議室</p>	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第 28 条第 2 項に基づく家庭裁判所への里親委託期間更新申立てについて(中央児童相談所) (2) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) (3) 児童福祉法第 28 条第 2 項に基づく家庭裁判所への入所期間更新申立てについて(南部児童相談所)</p> <p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第 33 条の 7 に基づく家庭裁判所への親権停止の申立ての取下げについて(北部児童相談所)</p> <p>3 その他 (1) 児童相談所一時保護所におけるアレルギーが疑われる食品の誤食について(北部児童相談所) (2) 平成 29 年度 横浜市における児童虐待の対応状況について(こども家庭課) (3) 平成 29 年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について(中央児童相談所)</p>
<p>第 18 回</p>	<p>平成 30 年 7 月 26 日 15 : 00 ~ 16 : 00 (予定) 中央児童相談所 中小会議室</p>	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第 28 条第 2 項に基づく家庭裁判所への措置期間更新申立てについて(北部児童相談所)</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他 なし</p>

平成 29 年度 横浜市における児童虐待の対応状況

平成 29 年度の本市における児童虐待の対応状況について、区役所と児童相談所のそれぞれの状況をお知らせします。

《29 年度の傾向》

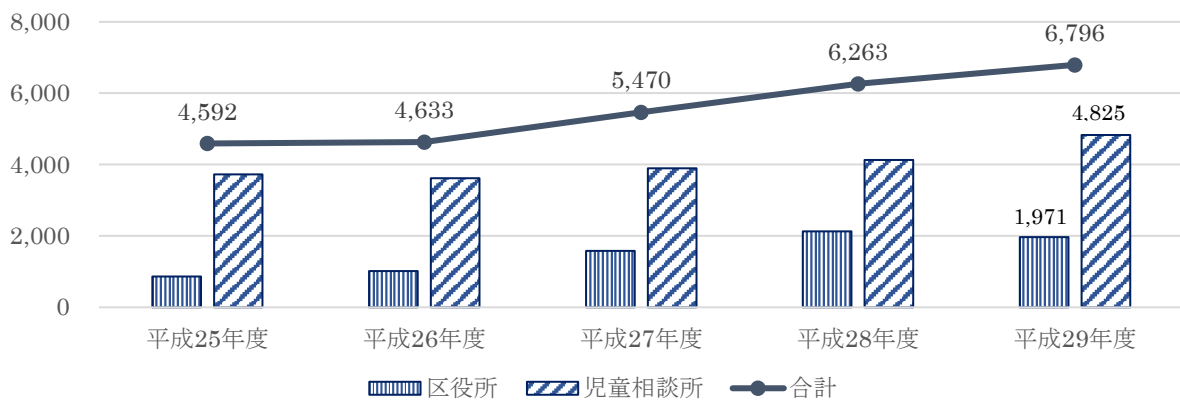
- ・市全体として、増加傾向は続いています。前年度に比べ、区役所は 160 件減少しましたが、児童相談所は 693 件の増加となっています。
- ・「警察等」からの児童相談所への通告は近年増加し続けており、29 年度は半数以上を占め、件数も 621 件増と、最も多く増加しました。警察と児童相談所の連携が進んだ結果であると考えられます。
- ・「学校」からの通告が区役所で 43 件、児童相談所で 72 件増えているのは、学校との連携が進んだことが反映していると考えられます。
- ・「近隣・知人」からは、区役所で 82 件、児童相談所で 49 件減少しています。これらの減少については、引き続き広報・啓発活動を行いながら、他の経路ごとの増減傾向とともに注視していく必要があると考えます。

1 児童虐待相談の対応状況

(1) 対応件数

児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

(単位：件)



区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区 役 所	868	1,016	1,578	2,131	1,971
児 童 相 談 所	3,724	3,617	3,892	4,132	4,825
合 計	4,592	4,633	5,470	6,263	6,796

(2) 相談種別件数

(単位：件、%)

区 分	市全体			区役所			児童相談所		
	28年度	29年度		28年度	29年度		28年度	29年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
身体的虐待	1,737	1,852	27.3%	532	502	25.5%	1,205	1,350	28.0%
性的虐待	74	68	1.0%	10	2	0.1%	64	66	1.4%
心理的虐待	2,518	3,020	44.4%	617	457	23.2%	1,901	2,563	53.1%
ネグレクト	1,934	1,856	27.3%	972	1,010	51.2%	962	846	17.5%
合 計	6,263	6,796	100.0%	2,131	1,971	100.0%	4,132	4,825	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第 2 位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が 100.0%にならないものがあります。

(3) 年齢別件数

(単位：件、%)

区 分	市全体			区役所			児童相談所		
	28年度	29年度		28年度	29年度		28年度	29年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0 歳	572	548	8.1%	333	283	14.4%	239	265	5.5%
1～6 歳	2,749	2,889	42.5%	1,163	1,063	53.9%	1,586	1,826	37.8%
7～12 歳	1,868	2,137	31.4%	496	512	26.0%	1,372	1,625	33.7%
13～15 歳	710	811	11.9%	118	95	4.8%	592	716	14.8%
16 歳以上	364	411	6.0%	21	18	0.9%	343	393	8.1%
合 計	6,263	6,796	100.0%	2,131	1,971	100.0%	4,132	4,825	100.0%

(4) 主たる虐待者別件数

(単位：件、%)

区 分	市全体			区役所			児童相談所		
	28年度	29年度		28年度	29年度		28年度	29年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実 父	2,014	2,612	38.4%	378	409	20.8%	1,636	2,203	45.7%
実父以外の父	289	237	3.5%	38	21	1.1%	251	216	4.5%
実 母	3,727	3,758	55.3%	1,668	1,502	76.2%	2,059	2,256	46.8%
実母以外の母	38	20	0.3%	8	7	0.4%	30	13	0.3%
そ の 他	195	169	2.5%	39	32	1.6%	156	137	2.8%
合 計	6,263	6,796	100.0%	2,131	1,971	100.0%	4,132	4,825	100.0%

(5) 経路別件数

(単位：件、%)

区 分	市全体			区役所			児童相談所		
	28年度	29年度		28年度	29年度		28年度	29年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター ※1	798	762	11.2%	605	570	28.9%	193	192	4.0%
他都道府県市町村	167	115	1.7%	155	115	5.8%	12	0	0.0%
児 童 相 談 所	780	791	11.6%	149	136	6.9%	631	655	13.6%
保 育 所	185	198	2.9%	158	174	8.8%	27	24	0.5%
児童福祉施設等	65	85	1.3%	19	23	1.2%	46	62	1.3%
警 察 等	1,874	2,495	36.7%	7	7	0.4%	1,867	2,488	51.6%
医 療 機 関	218	197	2.9%	130	122	6.2%	88	75	1.6%
幼 稚 園	20	19	0.3%	10	9	0.5%	10	10	0.2%
学 校	526	641	9.4%	226	269	13.6%	300	372	7.7%
教育委員会等	4	6	0.1%	2	5	0.3%	2	1	0.0%
児 童 委 員	25	18	0.3%	24	14	0.7%	1	4	0.1%
家 族 ・ 親 戚	698	694	10.2%	289	266	13.5%	409	428	8.9%
近 隣 ・ 知 人	699	568	8.4%	266	184	9.3%	433	384	8.0%
児 童 本 人	33	32	0.5%	4	4	0.2%	29	28	0.6%
そ の 他	171	175	2.6%	87	73	3.7%	84	102	2.1%
合 計	6,263	6,796	100.0%	2,131	1,971	100.0%	4,132	4,825	100.0%

※1：区こども家庭支援課が業務(母子健康手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したものと及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

お問合せ先

こども青少年局こども家庭課 児童虐待・DV 対策担当課長	秋野 奈緒子	Tel 045-671-4208
こども青少年局中央児童相談所 虐待対応・地域連携課長	吉沢 賢治	Tel 045-260-6534

平成29年度横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について

1 一時保護所保護状況の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
					件数	前年度比
一時保護件数	1,106件	1,113件	1,181件	1,228件	1,361件	133件
1日あたり入所人数	120.6人	127.1人	128.2人	133.7人	142.2人	8.5人
児童一人当たり平均入所日数	39.8日	41.7日	39.6日	39.8日	38.1日	-1.7日
延べ日数	44,005日	46,394日	46,788日	48,818日	51,905日	3,087日

2 一時保護所における入所理由別件数

(単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
					件数	構成比	
家庭養育困難 (養護)	虐待	577	575	617	715	779	57.2%
	虐待以外	396	383	412	380	430	31.6%
非行(ぐ犯・触法)	86	98	113	95	118	8.7%	
性格・行動上の問題	45	49	35	38	33	2.4%	
その他	2	8	4	0	1	0.1%	
合計	1,106	1,113	1,181	1,228	1,361	100.0%	

○ 「虐待以外」には、親の病気、離婚、育児不安、経済的問題、出産、勾留、迷子などが含まれます。

○ 平成29年度の一時保護委託(一時保護所以外での保護)件数は、272件でした。

○ 端数処理のため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

3 一時保護所保護児童の退所理由別件数

(単位：件)

	児童福祉施設入所		里親委託		他児相・機関移送		家庭裁判所送致		家庭引取		その他		計		年度末継続保護		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
家庭養育困難 (養護)	虐待	82	50	3	3	18	15	1	0	723	469	258	165	1085	702	124	77
	虐待以外		32		0		3		1		254		93		383		47
非行(ぐ犯・触法)		8		0		6		5		59		34		112		6	
性格・行動上の問題		1		0		0		0		18		11		30		3	
その他		0		0		0		0		1		0		1		0	
合計		91		3		24		6		801		303		1,228		133	

○ 「その他」には、保護所間の移動、施設入所中児童の保護、入院、自立援助ホーム委託などが含まれます。

4 立入調査等件数

(単位：件)

	立入調査	出頭要求	再出頭要求	臨検・搜索
件数	0	1	0	0

平成 29 年度 被措置児童等虐待について（報告）

平成29年度横浜市において対応した被措置児童等虐待の状況について、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、児童福祉審議会児童部会で報告を行いましたので、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づく公表事項について報告します。

1 被措置児童等虐待の状況

被措置児童等に対する身体的虐待及び心理的虐待：1件

被措置児童等に対する身体的虐待及びネグレクト：1件

2 本市の講じた措置

事実確認のための聴取を行い、措置を継続したもの：1件

事実確認を行い、一時保護したもの：1件

3 施設等の種別

社会的養護関係施設：1件

里親等：1件

4 施設職員等の職種

指導員：1人

里親：2人

【参考】

「児童福祉法」抜粋

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、児童心理治療施設、児童自立支援施設（中略）における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

第33条の15 （中略）

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

「児童福祉法施行規則」抜粋

第36条の29 法第33条の15第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第33条の14第3項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 2 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 3 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 被措置児童等虐待を行った施設職員等（法第33条の10第1項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 5 都道府県が行った措置の内容
- 6 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種